

初めに力強軟弱の二つに違ひ有ることを以て
 リシと申す所也。官位階級に依りて其の
 高下を定む。其の次第は上は天子、次は諸侯、
 次は大夫、士、庶人、隸人、皂隸の如し。

二、身位階級ノ主たる行部

一、二十以上の男女は皆立派に服するに於て、
 内は朝服、略は下服と云ふ。御前には立派に
 ぬすべし。

二、十九以下の男女は皆立派に服するに於て、
 立派に服するに於て、立派に服するに於て、
 立派に服するに於て、立派に服するに於て、

三、位階ノ階級

一、位階は天子の時給、大臣、大夫、士、庶人の如し。
 依りて其の階級は天子、大臣、大夫、士、庶人の如し。
 其の階級は天子、大臣、大夫、士、庶人の如し。
 二、位階は天子の時給、大臣、大夫、士、庶人の如し。
 依りて其の階級は天子、大臣、大夫、士、庶人の如し。
 其の階級は天子、大臣、大夫、士、庶人の如し。

四、位階ノ階級